

議案第 21 号

調布市市民プラザあくるす条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 27 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

市民活動支援センター及び男女共同参画推進センターの事業並びに産業振興センターの名称及び事業を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市市民プラザあくろす条例の一部を改正する条例

調布市市民プラザあくろす条例（平成17年調布市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「機能を有する」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 市民活動支援センター
- (2) 男女共同参画推進センター
- (3) 産業労働支援センター

第2条第2項中「前項第3号に掲げる産業振興センター」を「産業労働支援センター」に改める。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 市民活動支援センターにおける次に掲げること。
  - ア 多世代で多様な市民活動の育成及び支援
  - イ 市民活動に関する情報の収集及び提供
  - ウ 市民活動を行う市民、市内で活動する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等の交流
- (2) 男女共同参画推進センターにおける次に掲げること。
  - ア 男女共同参画社会の形成に向けた学習機会及び情報の提供
  - イ 男女共同参画を推進する市民活動及び市民間交流の支援
- (3) 産業労働支援センターにおける次に掲げること。
  - ア 創業者の育成及び支援
  - イ 中小企業者又は小規模企業者の経営課題の解決

ウ 若者の職業的自立支援を含む雇用及び就労の支援

(4) 前3号に掲げるもののほか、あくろすの設置の目的を達成するために、市長が必要と認めたこと。

第8条第1項中「(多目的室にあつては、11日)」を削る。

別表 1 あくろす(スモールオフィスを除く。)の利用料金の上限額の表研修室3の項の次に次のように加える。

研修室4	200	300
------	-----	-----

別表 1 あくろす(スモールオフィスを除く。)の利用料金の上限額の表多目的室の項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表 1 あくろす(スモールオフィスを除く。)の利用料金の上限額の表研修室3の項の次に研修室4の項を加える改正規定 平成27年6月1日

(2) 第8条及び別表 1 あくろす(スモールオフィスを除く。)の利用料金の上限額の表多目的室の項を削る改正規定 平成27年10月1日